

# 最高裁判所本駒込公邸跡地（本駒込二丁目国有地）の活用について

## 1 経緯等

区では、未利用国有地である最高裁判所本駒込公邸跡地（所在地：文京区本駒込二丁目3番10号）に係る取得等の要望に関する照会を受け、本区の様々な行政課題の解決を図るために、本地の取得を予定しております。

つきましては、本地において区が活用を想定している施設をご提示させていただき、地域の皆様のご意見ご要望を伺いたいと考えております。

## 2 敷地情報

### (1) 所在地（住居表示）

文京区本駒込二丁目3番10号

### (2) 敷地面積

996.68 m<sup>2</sup>

### (3) 用途地域等

用途地域	第一種中高層 住居専用地域
建ぺい率	80% (角地・耐火補正含む)
容積率	160% (前面道路による制限)
最大面積 (想定)	1,570 m <sup>2</sup> 程度 (3階建程度)



※地理院タイルを加工して作成

## 3 本地において活用を想定している施設

施設名	施設内容	想定面積
高齢者在宅 サービス センター	住み慣れた地域における高齢者の在宅生活を支援するための介護サービス施設 (昭和小学校に併設されている文京昭和高齢者在宅サービスセンターの移転を検討)	800 m <sup>2</sup> 程度 (定員：概ね45人程度)
放課後等 デイサービス 事業所	学校に就学する障害児を対象に、放課後や学校休業日において、創作活動や余暇活動などのプログラムを通じて、日常生活動作の習得や集団生活への適応に向けた支援を行う施設	200 m <sup>2</sup> 程度 (定員：概ね10人程度)
育成室 (学童クラブ)	保護者が仕事などのため、昼間家庭において適切な保護を受けることができない小学校低学年の児童を対象に、専任の指導員のもとで遊びと生活を通して、健全な育成と保護を図る施設	250 m <sup>2</sup> 程度 (定員：概ね40人程度)